

電波有効利用政策研究会
第 5 回 免許不要局部会

日時：平成15年7月28日(月) 午後4時30分～
場所：総務省 8 階 第 1 特別会議室

小電力無線システムの世界（免許不要帯域）

現在、2.4GHz帯 (ISMバンド)

- ・電子レンジ (高周波利用設備)
- ・無線LAN (免許不要)
- ・情報家電 (免許不要)
- ・アマチュア無線 (免許) など

2.4GHz帯は引続き無料利用

追加割当て (例: 5GHz帯)

立退き料を支払う者は、
戦略的な事業展開が可能

迅速な再配分

既存の電波利用者にとっては、
世界に類を見ない厳しい措置

立退き料の発生

立退きの明確な目的を
明らかにする必要

日本発の新IT社会を構築する上で、
移動通信端末や情報家電は
我が国の得意分野

無線LAN専用型

2.4GHz帯よりクリアな品質

情報家電専用型

ビジュアル系大容量伝送が可能
(2.4GHz帯よりクリアな品質)

併存型

< 屋内外シームレス >

費用徴収の基本方針（案）

携帯電話等の場合

無線局の免許枠が一定数に限定
（電波を専用する形態）

例えば、免許枠が3の場合

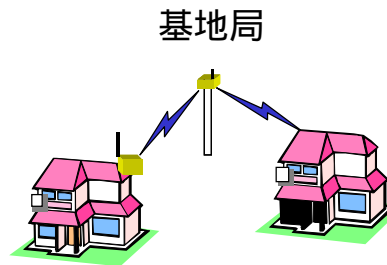
- ・ NTTDoCoMo
- ・ KDDI
- ・ J - PHONE

上記3社から徴収

免許不要局の場合

不特定多数が利用可能
（電波を共用する形態）

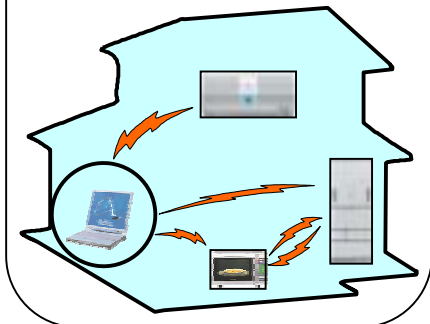
無線LAN事業の場合



電気通信事業者が負担
（基地局数を勘案）

（サービス料金に転嫁）

情報家電の場合



基準認証の表示貼付者
が負担
（表示数を勘案）

（製品価格に転嫁）

当部会の当面の検討スケジュール（予定）

第5回

7月28日（月）・徴収方法等に関する具体化検討

第6回

9月2日（火）・報告書骨子（案）の審議

親会

9月25日（木）・報告書（案）の取りまとめ

・公表：パブリックコメントの募集
（10月上旬 - 下旬）

第7回

11月中旬
又は下旬

・パブリックコメントの検討

親会

12月上旬

・報告書の取りまとめ

12月中旬

第三次報告書 公表

1 情報家電専用型における検討課題

1 原則

表示貼付者は表示貼付数に応じて負担

- 1 国内、外国製品いずれも表示貼付により、国内使用が可能となる。
- 2 ただし、相互承認協定（欧州、シンガポール）に基づく表示貼付は、外国政府の責任により実施。未だ実施事例はないが、公平性の確保手段は今後の検討課題。

2 検討事項

- 管理コストの発生
 - 徴収金額の多寡
- 総合判断

（例）最初の10年間で2.5億円の徴収予定だと、
年間総額で2500万円の徴収。
例えば200万台で割ると1台12円。

関係する複数の表示貼付者が、一定の団体等を通じて、予め、政府の徴収予定額を前納する場合には、個々の上記1の徴収は免除することも検討課題。

- 1 一定の団体の扱いは、次回以降具体化検討が必要。
- 2 本来、費用負担をすべき受益者は、ユーザである旨の周知方法は今後の検討課題。

問1 「一定の団体」の扱い

問 1

前回（第 4 回）部会の議論におきまして、情報家電専用型については、ひとまず基準認証実施者が負担することで整理されましたが、その負担方法について、今後、「一定の団体を通じて徴収する」ことについて検討することとしております。

「一定の団体」としては、予め特定の業界団体を総務大臣が指定する方法や、再配分ごとに新たな団体を認める方法などがありますが、いずれの案が適切と考えますか。又は、その他の方法がありますか。【メーカー】

案 1：電波の再配分に係る費用徴収事務を行うための特定の業界団体を、予め総務大臣が指定する。

この場合、既存の業界団体を活用するか、又は新たに団体を設立するかが選択肢。

案 2：個別の電波の再配分ごとに、その都度、複数の表示貼付者が任意に団体を設立する。
（総務大臣の認定が条件）

問 1 (「一定の団体」の扱い) 回答

案 1 特定の業界団体を、予め総務大臣が指定することが適当

(メーカー 11 社)

- (1) 制度の運営費用のミニマム化及びノウハウの蓄積による効率化等を考慮した場合、できるだけシンプルな枠組み構成が良い。
- (2) この場合、新たに団体を設立するのは、かなりの時間、運営コストを要することから、既存の業界団体を活用するのがよい。
- (3) ただし、当該団体に関して妥当な団体が見当たらない場合には、新たな団体の設立も考慮すべき。
- (4) 後発の参加を可能とするには、予め団体が存在する方が望ましい。

案 2 個別の電波の再配分ごとに、任意に団体を設立することが適当

(メーカー 2 社)

- 現段階で利用形態・仕様の構想が固まっておらず、どのような団体が適当であるかを決めることは困難。
その段階で最も相応しい団体を選定、総務大臣の認定を得るのが良い。

全体に関する意見

- 再配分に係る徴収予定額は前納する方が各メーカーの収支計画も立てやすく、事務処理も容易である。

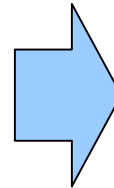
1 原則

基準認証の表示貼付者（メーカー等）は表示貼付数に応じて表示貼付時に一度だけ負担。

例：給付金総額 5億円

10年間で2.5億円の回収目標

年間200万台出荷見込み

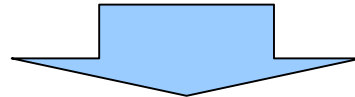


1台12円

2 課題

確実な費用徴収及び行政事務の効率化

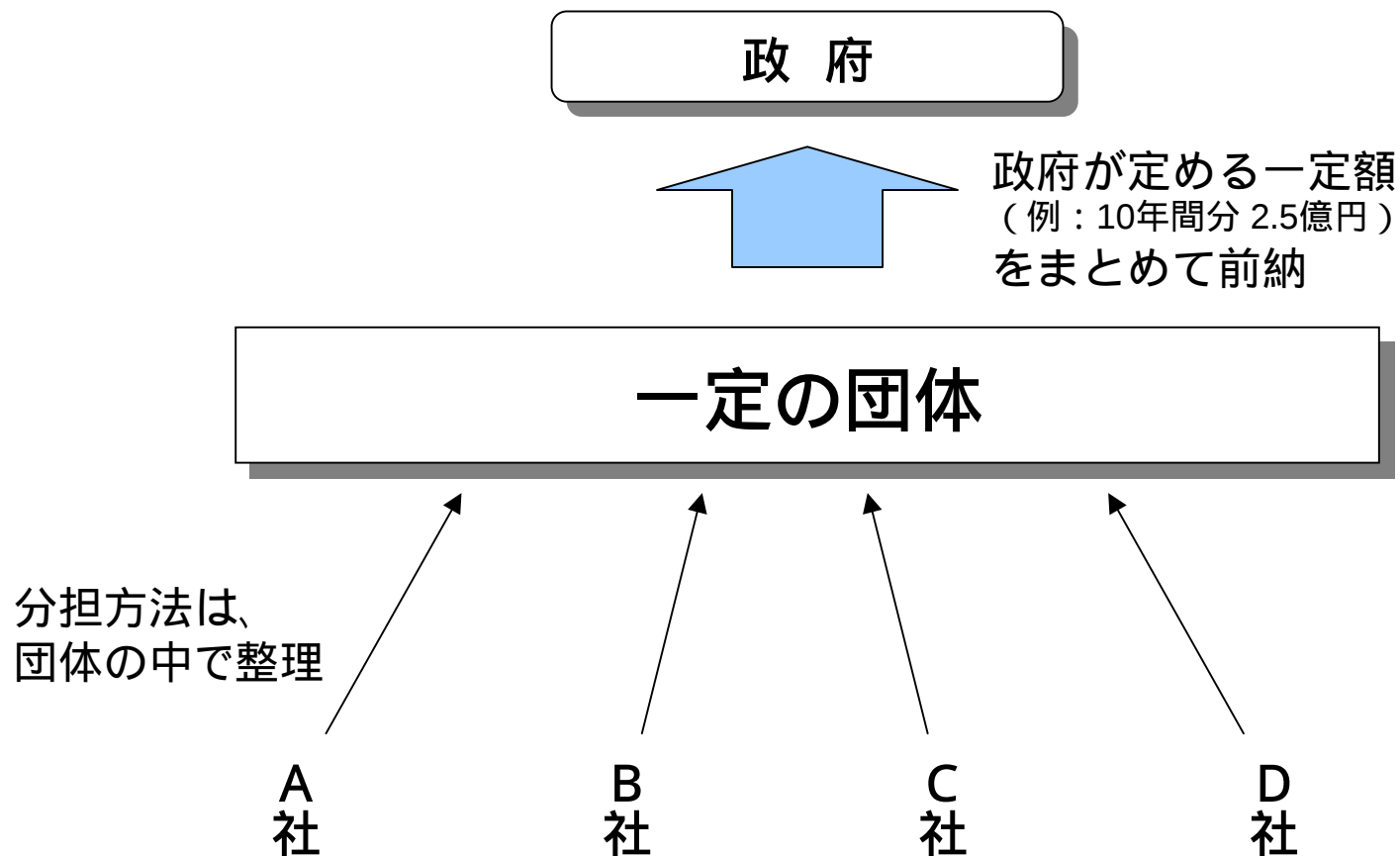
実際に売れていない設備について費用徴収することの問題



複数の表示貼付者が、一定の団体を通じて、政府が定める一定額（例：10年間分2.5億円）をまとめて前納する場合、上記の個別徴収の免除を可能とする。

費用徴収事務を行う既存の業界団体を、予め総務大臣が指定する方向で検討。

(参考) メーカーからの徴収方法(案)



2 無線 LAN 事業専用型における検討課題

端末の扱いが課題

本来、ユーザが負担すべき
費用の代行徴収

- 端末数の管理コスト
- 複数事業者とのサービス契約の存在
- 自営のサービス提供型の存在

問4 (p15関連)

基地局数のほか
端末数で按分

基地局数で按分

問2、問3 基地局数に応じた費用徴収の方法

問 2

前回部会の議論におきまして、無線 LAN 事業専用型については、基地局数で按分して費用を徴収することで整理されました。

費用徴収の方法としては、（現在の包括免許対象局の電波利用料のように）一定期間ごとに基地局数を届け出て、一定期間ごとに料金を支払う方法と、基地局設置時に一度だけ支払う方法などが考えられますが、いずれの案が適当と考えますか。又は、その他の方策がありますか。【電気通信事業者】

案 1：毎月、電気通信事業者が設置基地局の増減数を届け出ることとし、設置基地局数に基づき所要の料額を毎年支払う。

案 2：基地局を設置するたびごとに、一度だけ支払う。

問 3

上記の支払いについては、電気通信事業者が直接支払う方法のほか、情報家電専用型と同様に、関係する複数の電気通信事業者が一定の団体等を通じて、予め政府の徴収予定額を前納することも可能とする方法も考えられます。

一定の団体を通じた支払いも可能とするものの必要性については、どのように考えますか。【電気通信事業者】

問 2 （無線 LAN 事業専用型の費用徴収の方法）回答

案 1 毎月、電気通信事業者が設置基地局の増減数を届け出ることとし、設置基地局数に基づき所要の料額を毎年支払う

（電気通信事業者 4 社）

- 事務処理の負担は大きいものの、実際の設置期間に応じた費用負担が可能となるなどメリットが大きい。

案 2 基地局の設置時に一度だけ支払う

（電気通信事業者 3 社）

- 案 1 と比較して、簡便な事務処理が可能。

（ 支払う時期については、基地局の設置時ではなく、ある一定期間（例えば、四半期や半年程度）ごとに費用をまとめて支払うことが適当との意見あり。 ）

電気通信事業者からの具体的な徴収方法（案）

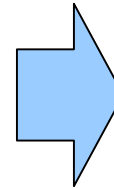
1 原則

設置基地局の増減数を届け出させ、設置基地局数に基づき毎年徴収。

例：給付金総額 5億円

10年間で2.5億円の回収目標

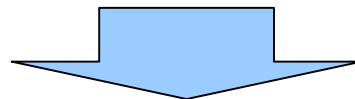
毎年1,000局ずつ増加、10年後に1万局見込み



1局年間4,500円

2 課題

簡便な事務処理の要請。（政府及び電気通信事業者双方）



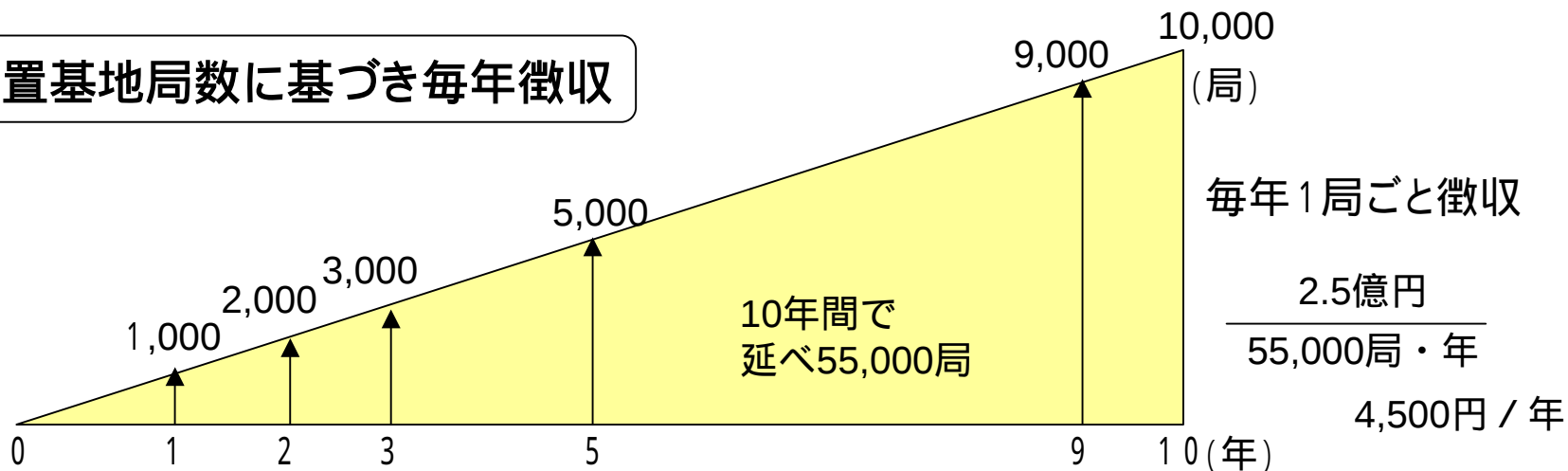
基地局の設置時に一度だけ徴収することの適否について、今後検討が必要。

< 例：10年間で1万局の設置と見込む場合 1局2.5万円 >

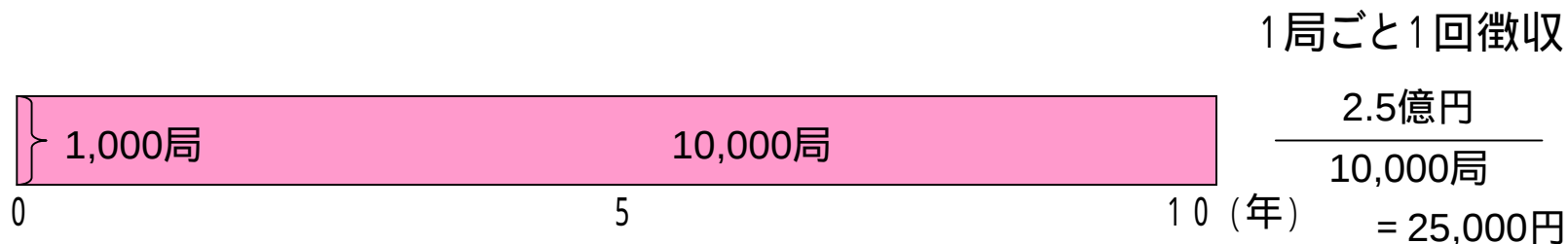
(参考) 電気通信事業者からの徴収額の算定方法 (案)

前提 (例) : 毎年1,000局ずつ増加。10年後に 1 万局と見込む場合。

設置基地局数に基づき毎年徴収



基地局設置時に一度だけ徴収



問3（無線LAN事業専用型について、一定の団体を通じた支払いを可能とすることの必要性）回答

必要性はない

（電気通信事業者3社）

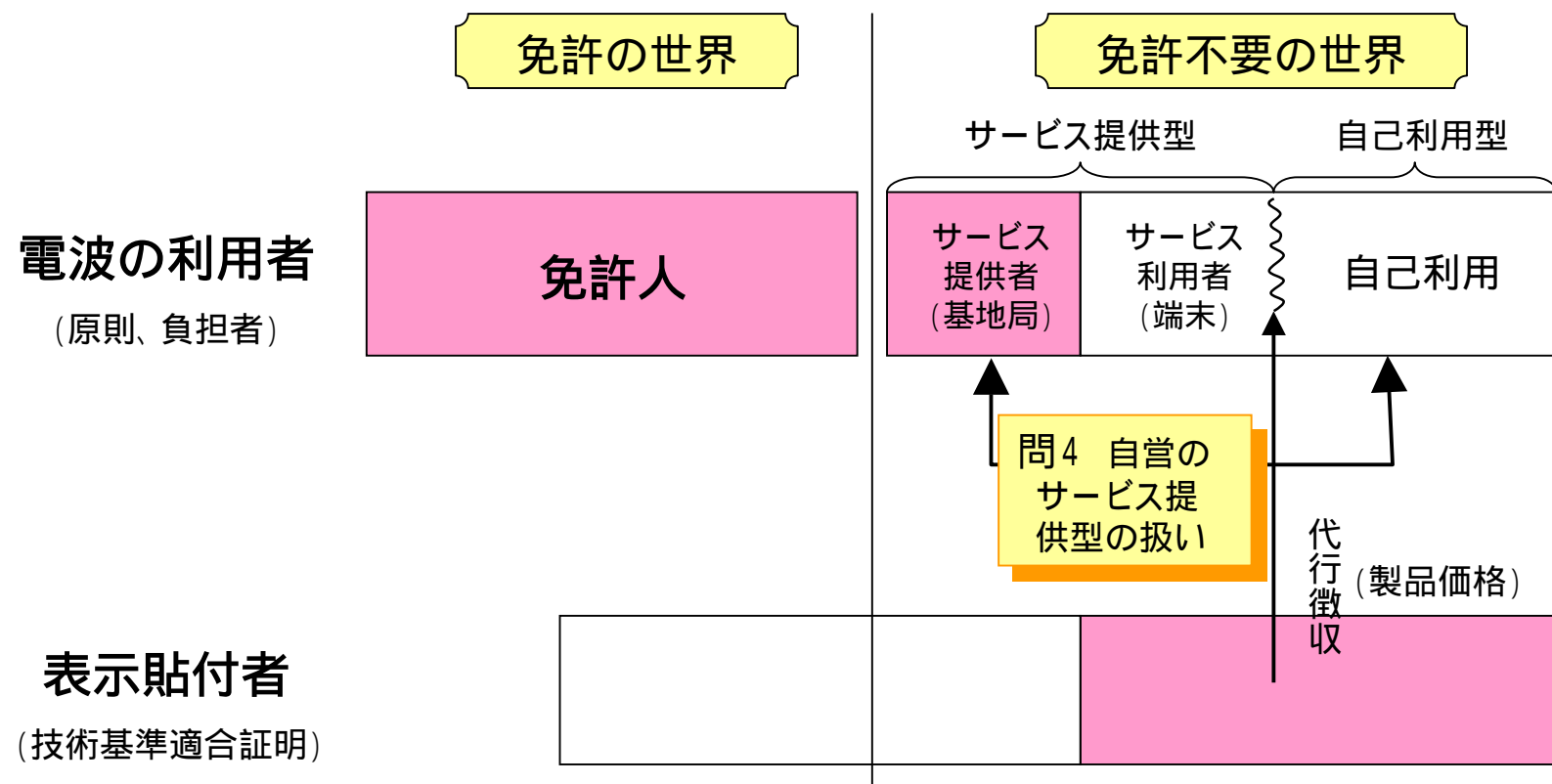
- (1) 電波利用料と同様に事業者が直接支払いを行なうことでよい。
- (2) シンプルな支払方法が望ましい。

検討する余地はある

（電気通信事業者4社）

- (1) 一定の団体を通じた支払いも可能とすることは、電気通信事業者にとって選択肢が増えることを意味することから、特段の問題がなければ、それを妨げるものではない。
- (2) 団体を通じた支払方法により、事務の簡素化が図られるのであれば、否定するものではない。

3 無線LAN専用型における検討課題（１）



問 4

前回部会の議論におきまして、サービス提供型の無線 LAN であっても、例えば Free Spot のような自営のものにあつては、「無線 LAN 事業専用型」に含めるべきではないとの議論もありました。

この点につきましては、いずれの案が適当と考えますか。又は、その他の方策がありますか。【メーカ、電気通信事業者】

案 1：自営のサービス提供型であっても、「無線 LAN 事業専用型」に含めるべき。

（この場合、費用負担については、無線 LAN 事業と同様に、当該自営のサービス提供者が基地局数に按分して負担）

案 2：自営のサービス提供型については、「無線 LAN 事業専用型」に含めるべきではない。

（この場合、費用負担については、基地局と端末とを同様に扱うこととなるため、表示貼付者が負担）

問 4（ 自営のサービス提供型を無線 LAN 事業専用型に含めるべきか ） 回答

案 1 含めるべき（この場合、費用は自営サービス提供者が負担）

（ 7 社：メーカ 5 社、電気通信事業者 2 社 ）

- (1) 自営のサービス提供者と電気通信事業者との公平性の確保が可能。
- (2) 自営のサービス提供型の場合でも、他の収入（プロバイダ収入、広告収入等）や付加価値といった、何らかのメリットがサービス提供者に発生しているため負担すべき。

案 2 含めるべきではない（この場合、費用は表示貼付者が負担）

（ 10 社：メーカ 7 社、電気通信事業者 3 社 ）

- (1) 自営のサービス提供型を無線 LAN 事業専用型に含めると、自己利用の端末も含まれることとなり、無線 LAN 専用型との区別が曖昧になる。
- (2) 自営のサービス提供型の運用者の把握は困難。徴収方法の確立が課題。
- (3) 自営型の場合、無線 LAN 接続を営利目的としていない。

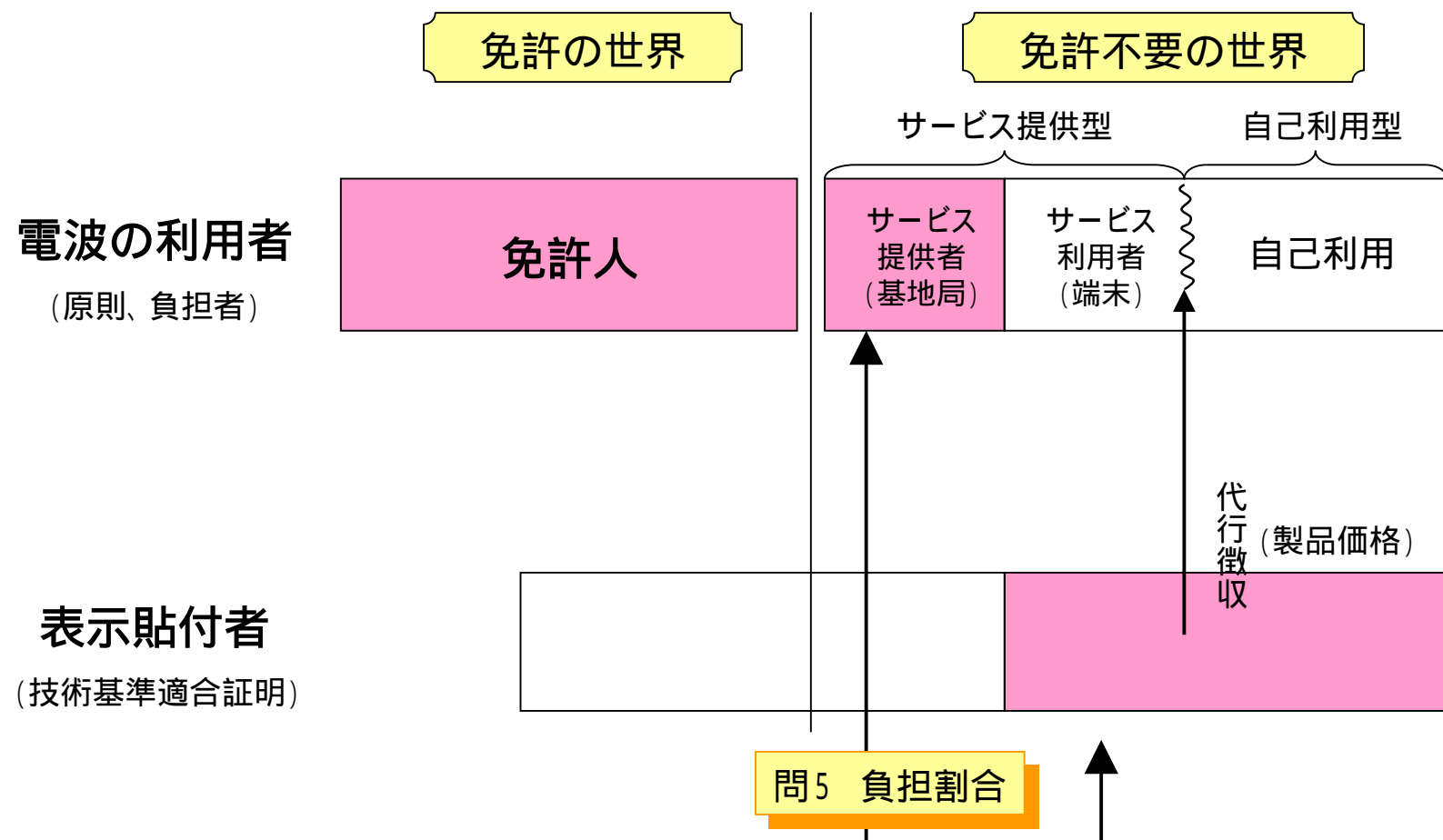
(1) 自営のサービス提供型の基地局が、端末局と技術基準上、明確に
区別できる場合

電気通信事業者との公平性の観点から、自営のサービス提供型
についても、無線LAN事業専用型と同様に扱うこととする。

(2) 仮に、明確とならない場合

自営のサービス提供型については、自己利用型と同様に扱う
こととする。

4 無線LAN専用型における検討課題（2）



問 5

基地局と端末 / 自己利用との負担割合については、以下の案が考えられますが、いずれの案が適当と考えますか。又は、その他の方策がありますか。案 2 を適当と考える場合は、適正な割合として具体的な案を記述願います。【メーカー、電気通信事業者】

案 1 : 総額の 5 割ずつを両者で負担する。

案 2 : 再配分ごとにその都度、両者間の適正な割合を定める。

案 3 : 原則、総額の 5 割ずつを両者で負担することとするが、再配分される周波数の実態も踏まえて適宜見直すこととする。

問 5 （ 負担割合 ） 回答

案 1 総額の 5 割ずつを両者で負担

（ 4 社：メーカ 3 社、電気通信事業者 1 社）

- 原理原則は単純であるべき。

案 2 再配分ごとにその都度、両者間の適正な割合を定める

（ 電気通信事業者 2 社）

- (1) サービス提供者の基地局数と自己利用を含む端末の比率によって割合を決定するというのも一案。
- (2) 基地局を若干割高として設定する方法が良いのではないか。

案 3 原則 5 割ずつ、ただし個々の再配分の実態も踏まえて適宜見直す

（ 1 2 社：メーカ 1 0 社、電気通信事業者 2 社）

- (1) 原則を設けることは良く、両者負担の検討を 1：1 からスタートすることが適當。しかし、現段階では、通信方式や提供サービスの内容、エリア数、端末数の需要及び給付金額等が明確になっておらず、適正な割合を示すのは困難。
- (2) 再配分による受益者の状況を鑑みながら、広く薄く公平な負担方法を検討すべき。
- (3) 確実に見直しを行うためのルールを制度の中に盛り込むことが必要。

負担割合の考え方

- 原則、総額の 5 割ずつを両者で負担。
（例：10年間で電気通信事業者1.25億円、表示貼付者1.25億円の負担）
- ただし、個々の再配分の実態も踏まえて適宜見直すこととする。

5 その他

問 6

その他特段のご意見があれば記述願います。【メーカー、電気通信事業者】

問 6 回答

- (1) 表示貼付制度の導入にあたっては、海外機器メーカーの参入障壁とならないよう、十分に配慮することが必要。
- (2) 実施にあたっては、「費用負担をすべき受益者は、ユーザである」旨の周知が必要。
- (3) メーカーがユーザから徴収（代行徴収）した費用の経理処理の方法（消費税の扱いを含む）についても検討することが必要。
- (4) 再配分のための費用を負担して新たなサービスを開始する周波数帯においては、その周波数帯の監視強化等、電波を安心して利用できる環境維持を希望。
- (5) 再配分によって、国民に最大限の利益をもたらす政策の立案を希望。また再配分によって生じる「痛み」の負担は、広く薄く公平の原則を貫くよう配慮すべき。